公益財団法人トトロのふるさと基金 役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人トトロのふるさと基金(以下「この法人」という。) 定款第16条及び第33条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意味は、当該各号に定めるところによる。

- (1)役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、週3日以上勤務する役員をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の役員をいう。
- (4) 評議員とは、定款第12条に基づき設置される者をいう。
- (5)報酬とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号に定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費(宿泊費を含む。) 手数料等の実費に相当する経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 この法人は、常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。 2 非常勤役員及び評議員には報酬を支給しない。

(報酬の額の決定)

第4条 この法人の常勤役員(監事を除く。)の報酬月額は、別表のうちから理事長が理事会の承認を得て決めるものとする。

2 常勤役員に対する役員賞与及び退職手当は、支給しない。

(報酬の支給日)

第5条 報酬は、月額をもって支給するものとし、毎月一定の日に支払う。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬及び費用(以下「報酬等」という。)は通貨をもって支給する。ただし、 本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより、控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

第7条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担した費用については、請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、前払いを要する費用については前もって支払うものとする。

(公表)

第8条 この法人は、本規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定める。

附則

- 1 この規程は、公益財団法人トトロのふるさと基金の設立の登記の日から施行する。
- 2 この規程の施行に伴い、2004年12月19日施行の役員報酬規程は廃止する。

附則

この規程は、2014年3月16日から施行する。

別表

	I
号俸	報酬月額
1	202,800
2	206,900
3	211,100
4	215,100
5	219,300
6	223,600
7	228,000
8	232,300
9	236,600
10	240,900
11	245,300
12	249,600
13	253,900
14	258,300
15	262,700
16	267,300
17	271,700
18	276,000
19	280,300
20	284,700
21	289,000
22	293,200
23	297,400
24	301,600
25	305,700